

チャレンジ企業支援資金に係る確認申請について

○県融資制度

中小企業者が事業に必要な資金を円滑に調達できるよう、県、金融機関、信用保証協会が協調して資金を供給する制度で、金融機関と信用保証協会が取り扱い窓口となっています。

○チャレンジ企業支援資金について

県融資制度「チャレンジ企業支援資金」の対象者としての確認を受けるための申請を行うことができます。

なお、助成事業に採択された方（過去の採択者含む。）については、交付決定書により融資の申請を行うことが可能です。

○融資対象者（財団関係）

県内の中小企業者及び組合であって、次のいずれかに該当する者

- ① 公益財団法人えひめ産業振興財団が実施するえひめ中小企業応援ファンド又はえひめ農商工連携ファンドによる助成金の交付を受けた事業の拡大を図る者で助成事業終了後3年以内の者として財団の確認を受けた者
- ② 高度又は先駆的な技術・ノウハウを生かした事業展開により、創造・育成を図る事業を行う者として財団から確認を受けた者

○融資限度額及び利率等

融資限度額 運転資金 5,000万円 設備資金 1億円
年 利 運転資金 1.5% 設備資金 0.5%（利子補給）
保 証 料 0.35%～1.72%

1 応募期間

平成30年4月1日～（平成30年度中 随時）

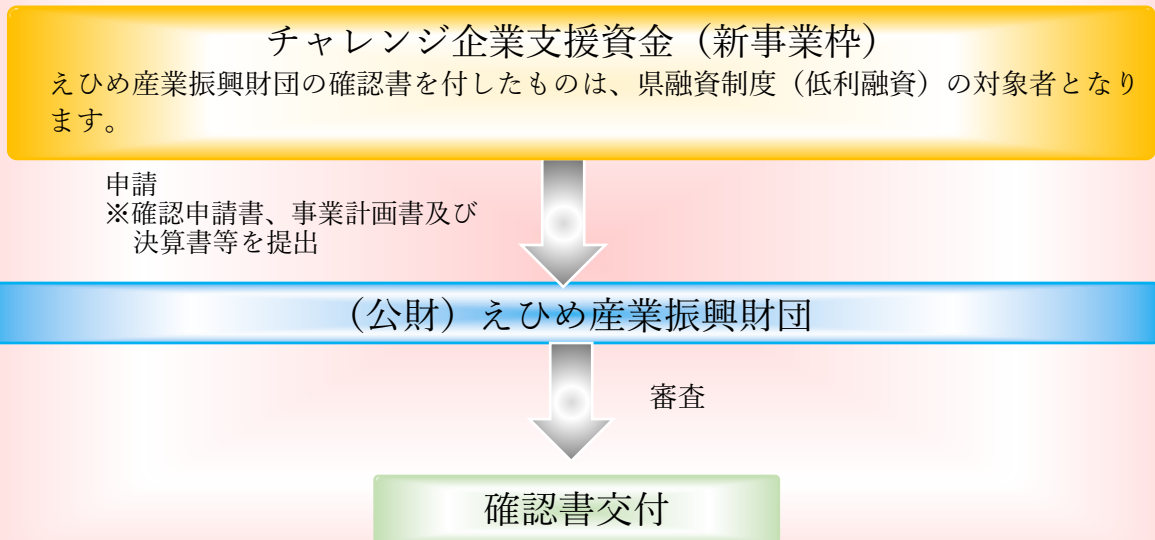
2 提出書類

① チャレンジ企業支援資金確認申請書	WORD
② 会社の定款、概要及び経歴	
③ 直近の決算書	
④ 事業にあたって行政庁の許認可等を必要とする場合にあっては、その許認可等を受けていることを証する書類又は当該許認可等に係る申請書の写し	
⑤ 事業の認定要件を立証するための書類	
⑥ 導入する設備のカタログ、見積書等	
⑦ その他公益財団法人えひめ産業振興財団又は愛媛県中小企業団体中央会が必要と認める書類	

3 提出及び問い合わせ先

公益財団法人えひめ産業振興財団 産業振興部 産業振興課
〒791-1101 松山市久米窪田町 337-1 (テクノプラザ愛媛内)
TEL 089-960-1201 FAX 089-960-1105

県融資制度の流れ



※審査により交付する確認書については、財務内容等融資に関する妥当性を確認したものではありませんのでご注意ください。